

第 16 回 議会活性化特別委員会次第

平成 25 年 6 月 26 日

1. 協議・報告事項 ※ 前回の確認について

(1) 議会基本条例について

【素案①を見直して】

- ・「ですます」調で構成することを確認。
- ・「負託」、「研鑽」、「不断」などを易しい言葉で表現する。再検討
- ・章立てをする、見出しも入れることで確認。
- ・「市議会議員」、「議員」や「市議会」、「議会」など混在しているが、原案のとおりとする。
- ・前文中「市議会は、市民の多様な意見を代表して議論し」について、前段で「市民の多様な意見を把握」とあるので、『市議会は、市民を代表して議論し』に修正する。
- ・前文中「地方主権」という言葉を「地方分権」や「地域主権」に変えるかどうかは、次回までの課題とす。再検討
- ・前文中「市民が参画しやすい」を『市民が参加しやすい』に修正する。
- ・第 1 条中「市民福祉の向上」はそのまま。
- ・第 2 条中「真の地方自治の実現」は、前文との整合性を考えて修正する。内容は、次回までの課題。再検討
- ・第 3 条第 2 項は、第 14 条と重複しているので、削除する。
- ・第 5 条第 1 項中「議会活動を円滑に行うため」の扱いをどうするか、次回までの課題。再検討
- ・第 5 条第 3 項中「議会運営及び政策立案等」を『議会運営、政策立案等』に修正する。
- ・第 6 条中「意見提案手続き」を『意見提案手続』に修正する。
「パブリックコメント」を『パブリックコメントなど』とするかは、次回までの課題。再検討
- ・第 7 条の見出し「議会タウンミーティング」を『議会の広聴活動』などとするか、条文を修正していくか、次回までの課題とす。再検討
- ・第 10 条中「文書質問」を『文書による質問を』に修正する。
- ・第 11 条中「経緯、理由」を『経緯及び理由』に、「含む」を『含む。』に修正する。
- ・第 19 条中「整備を図るよう」を『整備に努めます。』に修正する。
- ・第 21 条中「法に基づく政治倫理」はそのまま。
- ・第 10 章「最高規範性」を使うか別の言葉とするかを次回までの課題と

する。松本市の条例を参考にしたらどうか。再検討

【参考（松本市）】

（他の条例との関係）

第●条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(2) 議会基本条例の議会だより（8月5日号）への掲載について

- ・最新の素案を8月5日号の議会だよりに掲載することを確認。
- ・素案以外の内容については、次回までの課題とする。再検討

(3) 議会タウンミーティングの開催について

- ・活性化委員会主催のタウンミーティングは開催せず、広報広聴委員会が開催する3回にそれぞれ時間をもらい説明する。

(4) 議員研修会について

- ・議員提案条例についての講師を9月下旬から10月下旬で依頼する。

(5) その他

政務活動費の使途（案）について

- ・原案のとおりとする

2. その他

次回予定 7月17日（水）13時30分